



# News

NO.110  
2010.4

102-0072 東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ3F  
TEL03-3511-3386 FAX03-3511-3387

1047名の不当解雇撤回、国鉄闘争に勝利する共闘会議

定価150円(会員については会費に含まれます)/ 郵便振替 00150-8-153412 名義 国鉄闘争共闘会議  
URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~tomonigo/> E-mail: [tomonigo@xvb.biglobe.ne.jp](mailto:tomonigo@xvb.biglobe.ne.jp)

## 「雇用」の基礎は築いた 総力を上げ「雇用」を実現し、 「路頭に迷わない解決」を!



政府和解案に応じる旨、書類にサインする二瓶議長

国鉄闘争共闘会議 議長 二瓶 久勝

しかし、「雇用」という課題を残したままです。これを実現しないかぎり、「路頭に迷わない」解決はありえないのです。

2月～4月は当事者、家族はある時は希望を持ち、またある時は不安になり、それほど情勢は日々変化しました。しかし当事者・家族の、23年間の闘いの「意義・重み」が、政治窓口そして、4党の先生方を「路頭に迷わない」解決につき動かしたと思います。

和解に努力された国会議員の皆さんには心よりお礼を申し上げます。

### はじめに

皆さんも承知のように4月9日、4者・4団体は四党の解決案で「和解」することを決定しました。当事者・家族は不満な事等はあると思いますが、23年間の苦闘が少しは報われたのではないのでしょうか。

## 1、最近の経過について

3月18日、与党三党、公明党が政府に申し入れ、解決案(和解金2406万円を骨子とする)を提出しました。これ以降、官僚等の妨害行動が激しくなりました。——「この問題はすでに解決した問題だ。金銭が高すぎるし、根拠がない。国家財政が赤字なのにこの金額では国民に理解されない。」等々——

これに対し、4党の先生方と政治窓口は「国鉄の分割・民営化の時、当時の中曽根首相は一人も路頭に迷わせないと発言している。鉄建公団訴訟の高裁判決で不当労働行為が明確に認定されている。23年間路頭に迷わせておいて、金銭の額はむしろ低い」等の反論をしました。

官僚等の妨害者は「金銭(それもより低く)だけで、三項目一路頭に迷わない解決はさせない」を主眼として抵抗しました。しかし、4党の先生方の奮闘により、4党の解決案が政府案になることが確実となりました。

## 2、解決案について

4月9日に4党から提示された解決案は以下の通りです(次ページ資料1)。4者・4団体は「路頭に迷わない解決」の主旨に沿った内容であり、「和解」を受け入れることを決定しました。

前原国交大臣もこの解決案での「和解」を表明しました。あとは被告である運輸機構がこの解決案を受け入れ、「和解」の手続きをするだけです。

## 3、4者・4団体の考え方

### 1) 金銭の受け取り方

4者・4団体は4月9日、今までの「解決金、年

金、雇用」の考えかたを踏襲し、下記のような配分で受け取ることを確認しました

■解決金一約1189万円

■年金差額相当分—平均901万円

(訴訟費用等374万円 プラス 団体加算金48億 ÷ 910世帯=527万)

■事業体支援—10億(団体加算金)

### 2) 雇用の問題について

三項目の中でこの問題が最重要であり、難問です。したがって、4者・4団体はこの問題が解決するまで、存続し、責任をもって雇用を実現させていきたいと考えています。

ただ当事者、家族の皆さんにも考えていただきたいのは、日本全体の雇用問題が厳しいなかで、23年ものブランクがあり、仕事の変化が想像以上だと思えます。そこで働くのですから、よほどの覚悟が必要です。

当然国労の組合員としての運動への参加、継続も必要です。何人入るかはこれからですが、半年も経たないで半分以上が退社するような事態が起こるような事は避けなければいけないと思えます。

今は政府が公式にJR各社に要望をしていませんから、JRは各社とも否定的です。

しかし、公共事業であり社会性が求められますから、この政府の要請を、それも人道的立場から「雇用」を要請された時、明確に拒否すれば、「反社会的企業」の烙印が押されると思えます。以下の条件で時間はかかりますが(半年~1年)、JRを中心とした雇用を獲得していきます。

1) 解決案には200名位は、JR北海道、九州等の各社を中心に、政府が要請する。と明記しています。

2) さらに、下記の文書(資料2)には「政府はJRへの雇用について努力する。ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと—3項」と書かれています。

ただし・・・と条件はついています、与党三党、

## 資料 1

平成22年4月9日

国土交通大臣

前原 誠 司 様

民主党

幹事長 小沢一郎

社会民主党

幹事長 重野安正

国民新党

幹事長 自見庄三郎

公明党

幹事長 井上義久

(公印省略)

**国鉄改革1047名問題の政治解決に向けて(申し入れ)**

2009年3月25日の鉄建公団訴訟の高裁判決は、解雇は認めたものの、不当労働行為については一審よりも強く認定しました。また南裁判長は、「この判決を機に1047名問題が早期に解決されることを望みます」とのコメントを出しています。

この23年間の当事者、家族のことを思えば、この1047名問題は「人道問題」として早急に解決することが必要と考えます。

4者・4団体(別紙1)から本年1月、改めて「路頭に迷わない」政治解決を求める要望書が与党三党に提出されました。与党三党並びに公明党がこれまでの経緯を踏まえて協議し、以下の具体案により政治解決をはかるよう政府に要請することで合意しました。

**記****1. 和解金一人平均1,563万3,750円総数910世帯(約142億円)**

① 高裁判決金は550万円、遅滞金(注)は639万3,750円(小計1,189万3,750円)。

② 訴訟費用等374万円。

(注)支払日までの金利分とし、平成22年6月30日の支払を想定。

**2. 団体加算金58億円**

4者・4団体が、国鉄清算事業団を解雇された者1,029人の生活面の支援を続けてきたことに鑑み、当時、斡旋に応じて再就職した者の雇用主に支払われていた雇用奨励金及び住宅確保奨励金を参考とし、4者・4団体に団体加算金を支払う。算定に当たっては、4者・4団体の非営利性に鑑み、特段の配慮を行う。

(なお、本団体加算金については、団体の判断により今後の原告等の就職活動、自営業の資金等に活用することも可能)

**3. 雇用問題**

① JRへの雇用

解決にあたって、JR北海道、九州等の各社を中心に200名位の採用を要請する。

② その他の雇用については政府としても努力する。

原告団の要望は別紙2

**4. 政治解決にあたって**

① 上記1から3については、民主党、社会民主党、国民新党及び公明党が人道上不可欠と判断した結

論であり、この完全実施をもつての政治解決を強く要請する。

- ② 雇用問題は政府の責任のみで解決できる問題ではないが、JR各社においても人道的見地から、全面的な受け入れを強く要請する。
- ③ 上記1の和解金及び上記2の団体加算金については、税法上の点も考慮し、解決金として一括支払うことが望ましい。  
(和解金等は鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務として支出する。)
- ④ 以上の政治的合意に基づき、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げる。  
(原告団への支払総額は約200億円)

以上

公明党の幹事長のサイン、更に、国土交通大臣、財務大臣、内閣官房長官のサインつきであり、雇用への布石は打たれたと判断しています。

3)事業体支援には10億をあてます。これは18の様々な事業体がありますので、4者(当事者)で、色々な観点から討議し、雇用に結びつくような活用をしていきます。

## むすびに

官僚など妨害勢力が、「もうすでに解決した問題だ」として、頑なに抵抗するなどさまざまな困難があったにもかかわらず、当事者、家族を先頭に「必ず政治解決を実現してみせる」という決意で闘い続けたからここまで到達しました。

また言うまでもなく、この問題を自分のことと考え、支援していただいた人達がいたからこそできた

のです。そして「裁判闘争と大衆闘争」を基本に闘った成果です。

今後は「雇用」問題に総力をあげていきます。ただ、和解協定を締結し金銭がこちらに入るまでは安心できません。「緊張」を持続していきましょう。



4月9日 記者会見様子

# 国鉄闘争共闘会議 第9回総会

日時 2010年5月29日(土) 13:00~

場所 日本教育会館 8F 第2会議室  
(住所:東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

終了後同会館2F喜山倶楽部にて懇親会を行います。



資料2

国鉄改革1047名問題の解決案（四党申入れ）について

1. 政府は、以下のことを条件として、平成22年4月9日に民主党、社会民主党、国民新党及び公明党（以下「四党」という。）から申入れのあった「国鉄改革1047名問題の政治的解決に向けて」による解決案を受け入れる。

（解決案受入れの条件）

四者・四団体（原則原告団910名全員）が、次の事項について了解し、その旨を正式に機関決定すること。

- ①この解決案を受け入れること。これに伴い、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げること。
- ②不当労働行為や雇用の存在を二度と争わないこと。したがって、今回の解決金は最終のものであり、今後一切の金銭その他の経済的支援措置は行われぬこと。
- ③政府はJRへの雇用について努力する。ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと。

2. 四党は、1. を了解する。

平成22年4月9日

民主党

小沢一郎

社会民主党

重野安正

国民新党

自見庄三郎

公明党

井上義久

国土交通大臣

前原誠司

財務大臣

菅 直人

内閣官房長官

平野博文

## 政府和解案受けいれにあたって

# ご支援ありがとうございました！ 雇用問題解決に向けて、さらに闘います！

鉄建公団訴訟原告団 団長 酒井 直昭

私たち原告団は、02年に鉄建公団訴訟を起し、05年9月の判決に至るまで、弁護団、共闘会議と一貫して裁判闘争を闘い、大衆闘争にも全力を挙げてきました。

一方で政治解決方針を確認して以後、窓口に当たった二瓶議長と高橋委員長の実際のご苦労は言葉で表現できるものではありませんが、その展開を真近に見てきた当事者の一人として、敬服の感以外に言葉がありません。

与党三党と公明党の素案（たたき台）が公表され、私たちの要求について不十分さはありながらも前向きに受け止めることができる内容であったことに解決に向けた意を一層強くしたものです。



亡くなった故加藤将清さんの遺影に報告する遺族原告の加藤厚子さん（名寄闘争団家族）

4月7日、北海道、九州、本州原告団の代表者会議を開催し現状についての認識と解決水準を譲らない意思統一を図りました。

与党三党と公明党そして政府の詰めの作業が行われていたときでもあり事態は流動的で、共闘会議・二瓶議長の懸命な解決水準維持の働きかけを見守り

ながら、各原告代表を待機させることとしました。

7日から9日まで、まさに不採用問題の解決にとって最も重要で熾烈な3日間となりました。

9日、10時30分から二瓶議長、高橋委員長が与党3党・公明党と政府の合意内容について説明を受けました。

その直後に、文字通り私たちが闘いの砦としてきたSKプラザ（東京清掃労組会館）に於いて二瓶議長から報告を受け、その内容について、原告団として受け入れることを確認しました。

政治解決の到達点として、私たち原告団の代表が全体で確認できた画期的な瞬間となりました。

節々で二瓶議長の報告を受けながら、各原告代表が政府案受け入れを確認するその場に臨場できたことは23年間闘い続けてきた意味から言っても実に大きな意義があったと思います。

午後、4者4団体会議でも受け入れを了解し、後日「『政府解決案』に対する4者4団体の見解」を発出することも確認しました。

実に長期にわたって闘ってきた国鉄闘争は、この時点で鉄道運輸機構の対応や、まだまだ雇用についてのJR各社の対応等々不透明で大きな課題を残していますが、私たち当事者と家族は少しの安堵感を持ってこの瞬間を迎えました。

全国から実に多くのおみなさんにご支援頂きました。



当事者以上に、我が事のようにご支援、心配頂きました。その皆様のご支援がなければ今日まで闘い続ける事は不可能であったと思います。

我が原告団を支え、司法の場で法律的な闘いに全力を投入下さった弁護団の皆さん、そして共闘会議二瓶議長を先頭に、私たちを叱咤され今日に至るま

でご指導いただきました。感謝申し上げます。

政治解決の一つの節目に当たって、原告団中央協議会を代表して心からお礼申し上げます。

残されている雇用問題等の解決まで4者4団体の枠組みを維持しながら闘うことも確認しています。引き続きのご支援を強くお願い致します。

## 【解説】

# JR不採用問題で「政府和解案」を受け入れへ

4月9日、4者・4団体会議で確認

## 原告団中央協議会事務局

4月9日、四半世紀近くに及ぶ闘争の末、解決に大きく扉が開いた。

「JR不採用問題」での最終的な政府和解案が示され、それを受けて同日開催された4者・4団体会議で、4者・4団体は「政府和解案」の受け入れを決定した。  
(以下※印=解説)

政府和解案の内容は、

### 1) 「政府はJRへの雇用について努力する。」

(※四党申入れ書では200名) 「ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと。」

(※JRは民間企業であることから数の強制はできないとの趣旨)

※ 尚、四党の政府への申入れ文書では「雇用問題」として、

① JRへの雇用 解決にあたって、JR北海道、九州等の各社を中心に200名位の採用を要請する。

② その他の雇用については政府としても努力する。

との文言が明記されている。

雇用問題は、水面下で激しい攻防となり、消されそうな状況まで追い込まれたが、最終的に政治窓口の先方の奮闘で巻き返し、盛り込んで頂いた。

JR各社は今のところ採用受入れに否定的ではある

が、JR北海道も九州も政府が100%の株式を保有していることから、政府からの要請があれば簡単に断れるものではなく、まさに政権の手腕が試されることになる。4者・4団体は、雇用問題の推移を見届けるまで連携をとって行くことを確認した。

### 2) 和解金など

#### I・和解金

① 原告1人あたり、和解金1,189万3,750円の支払い

② 訴訟費用など原告1人あたり374万円

II・団体加算金 58億円を支払う(総額約200億円)

※金銭部分は総額約200億円となっているが、「和解金」は別として原告が三項目要求として掲げてきた「年金」について、当初、制度回復を第一に求めてきたが結果として金銭の項目にまとめられた。支出の名目としては外されたが、「年金」部分として4者・4団体会議で確認していることは、1人あたり平均901万円(374万円に加え、団体加算金から10億円を引いた48億円をあてた金額)これを年金損失額とする。(配分は「損失額に応じた比例配分」が基本)

※10億円についてはJRに戻れない年齢にあるグレーゾーンにかかる原告の雇用を担保する意味合いからも、事業体への支援金として扱い、配分方法は4者で別途協議することで確認してきた。

3) 鉄道運輸機構と原告は、裁判上の和解を行ない、すべての訴訟を取り下げる。  
という内容。

4月12日午後、4者・4団体は受入れを確認する代表者の署名・押印した「国鉄改革1047名問題の政治解決案について」を四党の幹事長に宛て正式に提出し、四党からは、四党と政府が解決案を了解したことを確認する署名を4者・4団体は受領した。

今後、政府が被告・鉄道運輸機構に指示し、解決案を了承の上、裁判上の和解調印という流れになって行く。

## 国鉄改革1047名問題の解決案(四党申入れ)について

平成22年4月9日

国土交通大臣談話

本日、民主党、社会民主党、国民新党及び公明党から、国鉄改革1047名問題に関する人道的観点からの解決案について、再度申入れがありました。

解決案の概要は、

1. 鉄道・運輸機構が原告に和解金約1,563万円を支払う。
2. 鉄道・運輸機構が四者・四団体に58億円の団体加算金を支払う。
3. JRへの雇用について要請する。
4. 鉄道・運輸機構と原告は、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げる。

というものです。

この解決案に対して、政府としては、四者・四団体(原則原告団910名全員)が、次の事項について了解し、その旨を正式に機関決定することを条件として、これを受け入れることといたします。このことは、四党も了解されたところ です。

1. この解決案を受け入れること。これに伴い、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げること。
2. 不当労働行為や雇用の存在を二度と争わないこと。したがって、今回の解決金は最終のものであり、今後一切の金銭その他の経済的支援措置は行われないこと。
3. 政府はJRへの雇用について努力する。ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと。

振り返れば昭和62年4月1日に実施された国鉄改革は、経営が破綻した国鉄を分割・民営化することにより、その鉄道を我が国の基幹的輸送機関として再生することを目的とした、戦後最大の行政改革だと認識しております。この改革により、23年を経た今日、これらの鉄道は我が国の国民生活に欠かせない存在として復活を遂げ、

この間JR東日本、JR東海、JR西日本は完全民営化を果たすまでになりました。このように、国鉄改革は、国民に対して大きな成果をもたらしたものと考えております。

しかし、一方で、国鉄改革は大きな痛みを伴いました。本格的に再就職対策が開始された昭和61年以降に限っても、約7万4千人の方が慣れ親しんだ鉄道の職場を去らざるを得ませんでした。また、鉄道の職場に残られた方々でも約5400人の方々が住み慣れた北海道、九州の土地を離れ、遠く離れた本州の地で生活を始めなければならませんでした。国鉄改革は、こうした方々のご理解とご協力、そして現在までも続くご労苦の上に初めて成り立ったものです。この機会に、改めて深く敬意を表します。

こうした中、いわゆる1047名問題は、当時の国鉄によるJRへの採用候補者名簿不登載に端を発し、最終的に平成2年4月1日に国鉄清算事業団を解雇された方々と国鉄清算事業団(現鉄道・運輸機構)との間で争われてきた問題です。解雇から20年を過ぎた今、本日四党から提示されたこの解決案により多年にわたる争いが全面的に終結するのであれば人道的観点からは、喜ばしいことであると考えております。今回、この問題に対する解決案をとりまとめられた方々のご苦勞に感謝を申し上げます。

今後は、原告団の方々が先程の条件を受け入れ次第、私から鉄道・運輸機構に対して、この解決案に沿って問題の最終解決を図るよう指示することとしております。

また、今回この問題の解決が図られたとしても、国鉄改革には、未だ完全民営化を果たしていないJR三島会社(JR北海道・四国・九州)やJR貨物の経営の自立をはじめ、未解決の課題が残されています。国土交通省としては、今後とも、こうした課題への取組みを強化し、国鉄改革の完遂に全力を挙げてまいります。